

ケアプランセンター小枝 運営規程

(事業の目的)

第1条 K's ライフサービス株式会社が開設するケアプランセンター小枝（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように支援する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- 2、事業所は、利用者の心身の状況やその置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- 3、事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4、事業所は、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 5、事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアプランセンター小枝
- (2) 所在地 静岡県沼津市筒井町 15-6

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員） 介護支援専門員と兼務
事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに法令等において規定されている事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 3 名以上

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (3) 体制等 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間対応が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第 6 条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

利用者からの居宅介護サービス計画作成依頼等に関する相談対応

当事業所内相談室及び利用者宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

2, 課題分析の実施

- ① 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面談して行うものとする。
- ② 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分に把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題を把握するものとする。
- ③ 使用する課題分析票の種類は、厚生労働省から示された「課題分析標準項目」に準じたものとする。

3, 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者については把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

また、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、及び当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由の説明を求めることが可能であることを説明するものとする。

作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅

サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等を、利用者から求められた場合は文書を交付し、説明を行うものとする。

4、サービス担当者会議等の実施

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

5、居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得るものとする。

6、居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

7、医療機関等との連携

予め、利用者等に対し、利用者が病院もしくは診療所（以下医療機関等）という。）に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関等に対して伝える依頼を行うこととする。

利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て、主治医の意見を求めるとともに、この意見を求められた主治医に対して居宅サービス計画を交付する。

また、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリングの際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について、介護支援専門員から主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報の提供を行うものとする。

8、サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

9、介護保険施設の紹介

事業所は利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行うものとする。

10、地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第7条 指定居宅介護支援の利用料費用の額は次のとおりとする。

居宅介護支援における法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

- 2, 法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた時は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3, 次条に定める通常の事業実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、沼津市全域とする。

(ただし、隣接する市町村や特段事情を踏まえた個別の対応時には、その必要な地域でのサービス提供を行うものとする)

(事故発生時の対応)

第9条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2, 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行うものとする。
- 3, 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2, 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第11条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2, 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は

助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3, 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4, 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2, 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
 - 3, 利用者が、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を受けている恐れがある場合、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを判断するとともに、然るべき対応を行うものとする。

(業務継続計画の策定)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2, 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3, 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上、開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 新規採用時
- (2) 継続研修 年1回以上

2、事業所は、従業員の資質向上を図るため、虐待防止、権利擁護、感染症等の事項に関して、研修機関が実施する研修や、当該事業所内の研修への参加の機会を定期的に確保する。

また、研修受講後は記録を作成し、その内容について従業員に周知徹底を図る。

研修の機会は、次のとおり設けるものとする。

- (1) 虐待防止に関する研修 年1回以上
- (2) 権利擁護に関する研修 年1回以上
- (3) 感染症に関する研修 年1回以上

3、従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4、事業所は従業員が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密漏らすことがないよう必要な措置を講じるものとする。

5、事業所は適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6、事業所は指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービス完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から2年間は保存するものとする。

7、この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、K's ライフサービス株式会社と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規定は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する